

## 佐賀県立吉野ヶ里歴史公園【GWイベント】

### 『第13回 弥生の丘マルシェ』出店募集要項



佐賀県立吉野ヶ里歴史公園では、2026年5月3日(日・祝)～5月6日(水・振)の4日間、『第13回 弥生の丘マルシェ』を開催いたします。例年ハンドメイド作品を販売する方を中心に募集をしておりましたが、今回は”ワークショップ”に焦点を当て、『体験型』を主軸としたイベントにしたいと考えております。

#### 【募集内容】

- 開催日時 2026年5月3日(日・祝)～6日(水・振) 4日間
- 時間 9:00～17:00
- 会場 佐賀県立吉野ヶ里歴史公園内「市の広場」
- 参加資格 オリジナルワークショップを出店可能な方に限ります。4日間通しての出店となります。  
詳しくは、別紙の「弥生の丘マルシェ出店規約」をご確認ください。
- 出店ブース 1ブース：W5400×D3600(テント2K×3K) ※机・椅子の貸し出し有り
- 出店料 1ブースにつき12,000円(税込) ※1店舗1ブース
- 募集数 約20ブース
- 中止について 悪天候の場合やその他やむを得ない理由により、中止となる場合がございます。  
(決定は当日朝、会場にて)
- 応募締切 2026年1月31日(土) 17:00まで
- 申込方法 吉野ヶ里歴史公園ホームページの応募フォームよりお申込みください。  
選考の際に必要となります写真については、今回のワークショップで作る作品と実施状況がよくわかる写真。ハンドメイド作品を販売する場合は商品の写真。合計3枚以上を添付してください。
- 注意事項 開催期間の4日間を通してご出店いただける方のみ、お申込みいただけます。  
食品・縁日関係の出店は、お断りしております。  
会場では、火気の使用ができません。  
ハンドメイド作品の販売も可能ですが、販売のみの出店はお断りさせていただきます。

※応募締め切り後に事務局で選考を行い、出店の可否をご連絡いたします。

※ご不明な点等ございましたら、弥生の丘マルシェ事務局までお問合せください。

＜お問い合わせ＞

弥生の丘マルシェ事務局

佐賀県立吉野ヶ里歴史公園 指定管理者 吉野ヶ里パークマネージメントさが

〒842-0035 吉野ヶ里町田手1843 TEL: 0952-55-9333 FAX: 0952-55-9330 担当/木下・小高

佐賀県立吉野ヶ里歴史公園  
『第13回 弥生の丘マルシェ』出店規約

令和7年12月17日

**第一条（目的）**

本規約は、『第13回 弥生の丘マルシェ』の円滑かつ安全なイベント運営と、来場者の満足度を高める機会をつくり、さらには佐賀の街を元気にすることを目的とします。

**第二条（規約の効力の発生）**

事務局、実行委員が出店を許可した時点で、出店者は本規約に同意したものとみなされ、効力が発生します。出店者は本規約を遵守する義務が生じます。

**第三条（出店料）**

出店料は4日間で12,000円（税込）とします（1日のみの出店はできません）。事務局からの出店許可後、指定した口座へ入金の確認が取れ次第、正式な出店決定となります。

期限までに入金が無い場合は出店をお断りさせていただきますので、くれぐれもご注意ください。

**第四条（出店キャンセル）**

出店申込み後の解約やキャンセルは基本的に認められません。キャンセルした場合、出店料の返金はいかなる場合でもできません。

**第五条（出店の停止）**

第一条に定めるイベント主旨に相応しくないワークショップやハンドメイド作品の販売、公的秩序を乱す内容または著作権侵害にあたる内容や作品など、事務局の注意・指示に従っていただけない場合は、イベント期間中であっても出店を中止させていただくことがあります。その場合、既納の出店料などは返金いたしませんのであらかじめご了承ください。

**第六条（ワークショップ及びハンドメイド作品の販売）**

ワークショップ及びハンドメイド作品の販売については、事前に申請書にて事務局に提出してください。内容や価格の記載がないものについて、当日開催・販売することはできません。

**第七条（会場レイアウト、ブース位置決定）**

会場のレイアウトは主催者側で決定いたします。出店ブースの場所については出店ジャンルの内容などを考慮した上で、説明会の場で抽選を行います。説明会に参加できない出展者のブース位置は事務局に一任いただきます。後日変更はできませんので、あらかじめご了承ください。

**第八条（出店ブースの譲渡、交換の禁止）**

出店者同士での出展ブースの譲渡・交換はできません。事務局の了解を得ずに店舗を移動又はブースの又貸し、コラボレーション等を行った場合は、出店をお断りすることがあります。

**第九条（火気設備、電気設備使用の禁止）**

可燃物が多く保安管理が困難なことから火気設備は禁止とさせていただきます。

また、発電機など電源を要する電気設備に関しても、施設管理上ご準備ができませんのでご了承ください。なお、ポータブルバッテリーの使用に関しては、自己責任のもと許可いたします。

## 第十条（展示作品の管理・免責）

展示品については保守管理にあたりますが、天災その他不可抗力により発生した展示品の損傷、紛失等については、主催者は責任を負いません。

## 第十一条（安全管理）

展示品の搬入、撤去における出店者の怪我や事故について、主催者は一切責任を負い兼ねますので、安全管理には十分ご注意ください。

## 第十二条（クレーム対応）

販売作品の販売後の破損、後日クレームなどについて主催者は責任を負いかねますので、各店舗の責任で対応をお願いします。そのため店舗名や作家名が分かるタグやチラシを作品に添付してください。

## 第十三条（イベントの中止）

主催者は、天候や社会情勢、その他やむを得ない理由により、イベントを中止することがあります。

## 第十四条（会場の変更）

主催者は会場の場所、会期および開場時間などを、やむを得ない理由により変更することがあります。変更が発生した場合は、速やかに出展者の皆さんにお伝えいたします。

## 第十五条（搬入・搬出作業、ブースの清掃）

搬入・搬出の時間や場所及び駐車場については、イベント開催日前に事務局よりお知らせいたします。ブースは使用後に清掃をお願いします。また開催期間中のゴミは出店者の責任において各自お持ち帰りください。

## 第十六条（出店者のマナー）

出店者はお客様をご招待する立場です。お客様への心遣い、丁寧な対応、明るい雰囲気を心がけ、マナーを守った上で、出店をお願いします。

## 第十七条（事務局、実行委員会の運営）

事務局は、業務を円滑に行うために、各種規約の設定、修正を行うことがあります。変更が発生した場合は、メール又は郵送にてお送りします。また出店者が本規約に違反した場合、また事務局が不適切だと判断した場合、会期前会期中にかかわらず、出店を中止させていただきます。またそれにかかる費用の補償はできません。

以上